

被災納税者のための

相談会を開催

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方は、特例により、平成22年分所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより、税金の還付が受けられる場合があります。

次のとおり、「東日本大震災により被害を受けた方（個人対象）のための相談会」を実施しますので、ぜひご利用ください。

とき 10月11日（火）～14日（金）

午前9時～午後4時

ところ 東金税務署

用意する書類等

①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの

②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの

③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの

④市町村から交付された「被災証明書」

⑤所得税が還付となる方は、還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの

⑥平成22年分の確定申告書

の控え（確定申告を済ませている方）

⑦平成22年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）（確定申告を済ませていない方）

※注 書類等をお持ちでなくとも相談はできます。

◆問い合わせ
東金税務署
0475(52)3121



東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方へ

大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方は、町税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには手続きが必要となりますので、詳細については、税務課課税班へお問い合わせください。

税制上の措置	概要
固定資産税の軽減措置	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税の軽減措置を受けることができます。
軽自動車税の非課税措置	警戒区域内にあった自動車・軽自動車でも永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

◆問い合わせ 税務課課税班 ☎ 84-1212

平成23年分 年末調整等説明会

とき	会場	対象地域※
11月8日（火）	東金文化会館小ホール	東金市
		大網白里町・九十九里町
11月9日（水）	山武市成東文化会館	山武市
	のぎくプラザ大ホール	横芝光町・芝山町

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

◆問い合わせ
東金税務署 法人課税第1部門（源泉担当） ☎0475-52-3121（内線54）

